

福岡市ヴィーガン等食の多様性推進事業
委託仕様書
(企画提案時)

令和 7 年 6 月

福岡市

本仕様書は「福岡市ヴィーガン等食の多様性推進事業」（以下、「本業務」という。）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。

また、企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市との協議のうえ、契約用の仕様書を定めることとする。

1 委託事業名

福岡市ヴィーガン等食の多様性推進事業

2 事業目的

福岡市が食の多様性に対応できる観光都市として広く認知されるよう、ヴィーガン、ベジタリアン、ムスリム（ハラール）（以下、「ヴィーガン等」という）に対応できる飲食店の拡充に向けた支援等を行うとともに、プロモーション強化によるインバウンド誘客を図り、福岡市の強みである食のブランディングを向上させること。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託内容

福岡市ヴィーガン等食の多様性推進事業に関する企画・構成、実施、その他発生する権利処理等の一切の業務

5 提案内容

（1）企画・構成

市内でヴィーガン等の対応に取り組む飲食店の拡充及び必要な支援を行い、ヴィーガン等対応に取り組む飲食店（以下、「飲食店」という）のすそ野を広げるため、欧米及びアジア圏をメインターゲットとした国内外の観光客へ飲食店情報や市の取組みを知ることができるためのWeb等プロモーションについて、次に記載する企画内容の実施内容及びスケジュールを示すこと。

（2）飲食店の募集及びPR活動等の展開

福岡市のインバウンド向け観光グローバルサイト「FUKUOKA CITY Official Tourist Guide」(<https://gofukuoka.jp/>)（以下、「サイト」という）に、新たに市内で対応に取り組む飲食店を募集し、同サイト向けの記事・動画等を制作して掲載するもの。また広報ツールとしてのガイドブックを作成すること。

ア 新規飲食店（既対応店含む）の募集・監修

募集方法や媒体を提示するとともに、新規での掲載希望飲食店については専門家による監修を受けることを条件とし、本業務の目的達成のために必要な知識や技術を有する専門家を提案すること。また必要に応じて後述するメニュー開発等のアドバイスを行うこと。

イ サイト内ヴィーガン等対応飲食店ページ (EAT FUKUOKA) 飲食店情報制作

サイト内【ヴィーガン・ベジタリアン】カテゴリへ掲載する飲食店情報を下記のとおり制作すること。なお、新規の掲載飲食店数は30~50店を目標とするが、それ以上でも認めるものとする。

i) 各飲食店のサイト掲載用の記事および動画データ作成

・言語 : 英語で制作すること。また、内容を確認するため、日本語翻訳も行うこと。

・テキスト : Text 形式 (Word または Excel)

・画像 : PNG または JPEG

1 枚あたり 5 MB 以下を 4~5 枚まで

・動画 : タテ型のショート (You Tube) ・リール (インスタグラム)

1 飲食店あたり 60 秒程度

※動画参考 <https://www.youtube.com/@EATFUKUOKA/shorts>

・納品の様式については市と協議すること。

ii) 掲載する記事内には、各飲食店 (自社) 公式 SNS 等 (Google マップ、インスタグラム、X 等) のリンクを掲載すること。

iii) i) で制作した動画を活用した SNS 等での発信

各飲食店ページ内で掲載するほか、その他 SNS 等での効果的な媒体で活用すること。

また動画は、各飲食店 (自社) 公式 SNS 等 (Google マップ、インスタグラム、X 等) での閲覧を可能とすること。

URL <https://gofukuoka.jp/eat-fukuoka/> (サイト内「EAT FUKUOKA」)

ウ 飲食店ガイドブックの作成

サイトに掲載している飲食店情報や特集記事をまとめた冊子またはリーフレットを作成すること。

i) 飲食店情報マップを掲載すること。

ii) サイト内ヴィーガン特集ページの記事を掲載すること。

URL <https://gofukuoka.jp/articles/detail/e4fb0b25-2005-4176-b1a0-70866214f798>

iii) 部数は英語 1 万部、日本語 5,000 部以上とし、レイアウト構成や文字・色などのデザイン、企画を提案すること。

(3) ヴィーガン等をテーマとした B to B イベントの開催と個別支援

飲食店拡充を目的としたセミナーや展示商談会を開催するとともに、個別に必要とされる支援を行うこと。

ア 飲食店拡充のためのセミナー開催や展示商談会等の開催

市内飲食店向けに、ヴィーガン等に関する理解と対応の促進を促すセミナー等を開催し、ヴィーガン等に対応した食材やメニューの紹介、試食等ができる展示商談会等を企画、実施すること。また効果的なイベント開催手法やPRする媒体についても提案すること。

- i) セミナー、展示商談会に係る手続き及び企画・運営等の全般を行うこと。
- ii) セミナーの講師はヴィーガン等に関して必要な知識を持つ第一人者や先進的に取り組んでいる事業者等で選定すること。
- iii) 商談会での食材提供事業者については事前に市と協議の上決定すること。

■ 実施内容

- ・実施日・回数：2回程度を想定
- ・対象参加者：市内の飲食関連事業者
- ・参加者数：各回50～100名程度
- ・実施場所：市内のホテル会場等を想定

イ 飲食店個別支援

新規、既存の飲食店のフォローアップ及び更なる磨き上げのためのブラッシュアップサポートを実施すること。

- i) セミナー参加飲食店、サイト掲載飲食店へヒアリングを行い、ヴィーガン等メニュー数の拡充やメニュー開発および対応のためのアドバイスを行うこと。
- ii) 「ブラッシュアップサポートツール（以下、「サポートツール」という）」の周知も含め、活用を促すこと。

URL <https://fuk-univ.city.fukuoka.lg.jp/supporttool/#supporttool>

※福岡市の特色を活かした多様な食のジャンル対応や屋台等への展開のほか、フルコース提供などの支援について積極的に提案すること。

(4) 国内外への情報発信

ヴィーガン等の人口が多い欧米及びアジア圏をターゲットに、飲食店をプロモーションする記事を作成し発信すること。またインバウンド向けメディア（海外メディア）への効果的な発信チャンネル等を提案するとともに、市の取組みについても下記のプロモーションを行うこと。

ア Web等によるプロモーション

- i) ターゲット層へ、インフルエンサー等の活用により効果的な情報発信を提案すること。
- ii) 発信チャンネルについては、本市SNSの活用以外に、Web広告、YouTube、各種Web媒体へ記事掲載（有料・無料）のほか、紙媒体（新聞、機内誌等を含む）などへ記事掲載し、ターゲット層へ効果的に訴求するものであること（ただし、社会通念上、公序良俗に反するWeb媒体は除外する。）。また、ターゲット層へのリーチを最大化するにあたっては、単一

のチャンネルに限らず、有効と想定される複数のチャンネルの組み合わせも可能とすること。

イ 「福岡市食のユニバーサル」ポータルサイトの機能強化

市内飲食事業者等及び市民向けの「福岡市食のユニバーサル」ポータルサイト（国内向けポータルサイト）に飲食店情報を掲載しポータルサイトを運営するとともに、飲食店が主体的に取り組んでいくためのサポートツールを広く周知し活用するための効果的な方法について提案すること。

i) コンテンツの公開は Web 上で サポーターツール [(3) イ ii] はダウンロードを可能とする。なお、サポートツール内のヴィーガンメニューや食材紹介等について改訂を行うこと。

参考 URL <https://fuk-univ.city.fukuoka.lg.jp/>

ii) グローバルサイト (EAT FUKUOKA) で公開している飲食店情報の日本語版を掲載すること。

iii) ドメインは市の指定のものを使用すること。

(5) その他追加提案について

本業務全般について、本仕様書に記載する事項以外に、本事業の目的達成に効果的と考えられる追加提案等がある場合は具体的に提示すること。

また、福岡市から社会貢献優良企業の認定を受けている場合は、その旨提案書に記載すること。

参考 URL <https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/business/hatarakikata-yuryoshinsei.html>

6 その他

(1) 記事制作に係る、画像（動画・静止画）の入手（権限処理含む）に係る費用、現地取材・撮影許可等の調整業務、撮影・編集、データ加工等は全て本業務に含むものとする。

(2) サイトへ掲載する記事・データ等は、市において追加や削除等、編集可能なものとし詳細は市と協議をすること。

(3) 福岡市制作のサイト、マップ掲載店舗については、掲載可否及び内容を確認すること。

7 成果品について

(1) 報告書の作成

本事業における業務の実施内容や状況等について、全体をまとめた報告書を作成・提出すること。

報告書は書面で2部作成し、かつ電子データ（Word、Excel、PDF）を収録したCD-R 1枚を納品すること。

(2) 報告書の作成後、本市に対して内容の説明を行うこと。

8 著作権等の取扱い

(1) 本事業に係る提案内容は提案者が著作権を有するものとする。ただし、最優秀提案者として選

定となった場合、全ての製作物等の著作権等は福岡市に帰属する。

- (2) 提案内容に含まれる第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、提案者の責任と費用において個々の著作者の許諾を得ること。

9 受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

ア 基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

イ 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

10 その他

- (1) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (2) 本業務の目的達成のために福岡市が認める場合にあつては、委託上限額の範囲内において、福岡市との協議のうえ、採択された企画提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。
- (3) 大規模災害対策、テロ対策、医療・救護体制など想定される緊急時案の整理とその対策を行うこと。なお、国のガイドライン等を参考に、想定されるコロナウイルス感染症対策を講じること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、福岡市と協議のうえ決定する。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ

適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市役所（以下「当市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、当市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、当市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、当市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、当市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、当市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、

当市の指示に従い、実行委員会に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

当市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに実行委員会に報告し、当市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

当市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

当市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、当市はその責めを負わないものとする。